第二号

大分県 教育委員 会 が 保 有 する 個 人情 報 0) 保 護等 に 関 す うる規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 0 V

て

大 分 県 教 育 . 委員 会が保 有する 個 人 情 報 0) 保護等 ; に 関 する 規 則 0) 部 を 改正 す Ś 規 則を次 (T)

ように・ に定める。

成三十一年三月 + 日

提 出

大 分 県 教 育 委員 会教 育 長 工 藤 利

明

規 則

大分県

教育

委

員

숲

が

保

有

する

個

人

情

報

 \mathcal{O}

保

護

等

に

関

す

る

規

則

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

大 分 県 教 育 委員 会が 保 有す る 個 人情報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 する 規 則 平 . 成 + 兀 年 大 分県教育委員

会規則: 第 十二号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 すする。

第二条第二 項中 「第十二条第一項第八号」 を 「第十二条第 項 第九 号 に 改 8 る。

号 様 式 を次 \mathcal{O} ように 改 \emptyset る。

第1号様式(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

| 事務の区分 | | □ 共通 | □ 固有 | |
|-----------------|---------------------|---|--|---------------------|
| 所管する組織の | 登録担当課所 | | 登録年月日 | |
| 名称 | 所掌課所 | | 開始年月日 | |
| 事務の名称 | | | | |
| 個人情報を 利用する目的 | | | | |
| 対象者の範囲 | | | | |
| | 基本的事項 | □ 氏名 □ 性別 □ 2 □ 本籍・国籍 □ その | 人番号を除く。) □ 個人番 生年月日・年齢 □ 住所 □ ひ他 | |
| | 心身の状況 | □ その他) □ ^{**} 心身の機能の障害 □ 身体的特徴 □ その | | 等 □ [※] 病歴 |
| h 1 1- 1- | 家庭生活 | □ 親族関係 □ 婚姻 | | |
| 個人情報の記録項目 | 社会生活 | □*犯罪により害を被っ □*少年の保護事件に関 □ 公的扶助 □ その何 | <u>也</u> | する手続 |
| | 資産・収入 | □ 資産状況□ 収入□ ※思想・信条□ □ 収入 | 犬況 □ 納税状況 □ その(] [※] 信教 | 他 |
| | | | 」 1ē教 : なるおそれのある個人情報 | |
| | 報保護条例第 | (□*人種□*社 | 会的身分 □ ※ 犯罪の経歴 | |
| | 4 条第 1 項の | □ その他(| all order the order to |)) |
| | 収集制限に係る 個人情報 | 収集制限に係る個人情報 □ 法令等(| 級の収集の根拠 |) |
| | 3 個人目刊 | □ 犯罪の予防等 □ | 審査会意見 | , |
| 要配慮個人情報 | □ 有 (「個人 | 情報の記録項目」中「う | ※」の情報) □ 無 | |
| | □ 本人 | □ 本人以外 「 | | J |
| 収 集 先 | | 也の実施機関 国・他の地方公共団体 | □ 民間団体・私□ その他 (| 人) |
| 経 常 的 な | □有 | □ 無 | | |
| 提供の有無及び提供先 | | 也の実施機関 国・他の地方公共団体 | □ 民間団体・私□ その他 (|) |
| 処理形態 | □ 電子計算機類 □ 手作業処理 | 心理 (オンライ: (ワープロ含む。) | レ結合 □ 有 □ 無) |) |
| 外部委託の有無 | □有 | □無 | | |
| 備考 | | | | |

こ の 規 削 は、則 平成三十一 年 匹 月 一 日から施行する。

情 |報取扱事務登録簿に係る規定について所要の改正を行いたいので提案する。大分県個人情報保護条例(平成十三年大分県条例第四十五号)の一部改正に伴提案理由 い、 個人

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県教育委員会規則第十二号)新旧対照表

| 第三条~第十四条 (略) | 三 外部委託の有無 二 処理形態 | 一事務の区分する。 | 2 条例第十二条第一項第九号の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。 | 第二条 条例第十二条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式と 第二条 条(個人情報取扱事務登録簿) | 第一条 (略) | 改正案 |
|--------------|------------------|-----------|--------------------------------------|--|---------|-----|
| 第三条~第十四条 (略) | 三 外部委託の有無 二 処理形態 | 一事務の区分する。 | 2 条例第十二条第一項第八号の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。 | 第二条 条例第十二条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式と(個人情報取扱事務登録簿) | 第一条 (略) | 現 行 |

| 図 | 企 | 外部委託の有無 | 处理形 態 | 提供の有無及び提供先 | 海 | 収 集 先 | | 要配慮個人情報 | | | | 記錄項目 | 童 一 森 楷 | | | 対象者の範囲 | 個人情報を 利用する目的 | 事務の名称 | 名称 | 所管する組織の | 事務の区分 | 第1号様式(第2 | |
|---|----------|---------|---------------------|----------------------|-------------------|-----------|---|-------------------|------|--|---|--|--|--|--|-----------|-----------------|-------|----------|---------|-------|----------------|----|
| 2 事務 登 録 簿 1 号様式 (第 2 会関係) 日 | | 有□□ | 電子計算機処理 手作業処理 (ワ | 供先 | 有 | | 本人 | 有 | | | | | | 1 - | | | | | 所掌課所 | 登録担当誤所 | | 人情 | |
| # 第 1 号様式 (第 2 条関係) 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 | | | /ライン結合 □ | | | | TAK I | | | <u>人種 □~社会的身分 □~?</u> その他(:係る個人情報の収集の根拠 等(| 7. □ 収入収点 □ 耐焼水信条 □≌信教 差別の原因となるおそれの変 | | | | <u>別符号</u> 等(個人番号を除く。) □ 性別 □ 生年月F・年齢 国籍 □ その他 | | | | 界 | 遊 | | 報取扱事務登録 | 正 |
| 第1号模式 (第2条関係) (個 事務 の 区 分 | | | | 抵 | | 私人 | | 淮 | | 犯罪の経歴 | .の. 口 その他 の | 事事件に関する手続 | □その他 ▼ □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | こよる診療等 | 口個人番口住所口 | | | | | | 固有 | 中野 | |
| A 大 | | | | | | | | | ŀ | | | | | | | | | | \perp | | | | |
| | 3 | 神 | 外部委託 | 描 | 供びの最 | 砂 | | | | | | | 人錄 | | | 対象者 | 利用す | 事務の | <u> </u> | 所管する | 務 | 第1号様 | |
| | | | 0有無 □ 有 □ | 理 形 態 □ 電子計算機処理 ロープコ | (株の有無 提供先) び 提供先 | 部的な □無 □無 | () () () () () () () () () () | # 先 本人以外 他の専権機関 | | 公的決助 その他 | では、 | □ 職業・職歴 □ 資産状況 □ 学業・学歴 □ 以入状況 □ 学業・学歴 資 □ 対入状況 □ 対抗 □ 対税 代況 □ 対例 正 | 人情報の□電話番号□□本籍・国籍 | □ 住別 □ 住別 □ 住年月日・年齢 状 □ 括 □ 括 □ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | □ 識別番号等 (個人番号を除へ。) ○ □ 障害 □ 個人番号 □ 氏名 □ 氏名 | 範囲 | 利用する目的 | 第 の 名 | | 闽 | 務の区分 | 号模式(第2条関係) 個人情 | 現行 |

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「法」という。)の一部改正(H29.5.30施行)により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として法に定められた。

これを受け、「要配慮個人情報」を条例上位置付けるため大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)の一部改正議案を現在開会中の県議会平成31年第1回定例会に上程中である(3月15日議決予定)。この条例改正に合わせ、本規則の個人情報取扱事務登録簿に係る規定について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 個人情報取扱事務登録簿に係る規定(第2条)の改正

ア 「個人情報取扱事務登録簿」の様式改正【第1号様式関係】

「要配慮個人情報の有無」の欄を追加するとともに「個人情報の記録項目」の追加等を行うもの

<追加する記録項目>

- ・健康・病歴の内訳として
 - ①健康診断等の結果
 - ②医師等による診療等
- ・社会生活として
 - ③犯罪により害を被った事実
 - ④刑事事件に関する手続
 - ⑤少年の保護事件に関する手続
- ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の内訳として
 - ⑥ 人種
 - ⑦社会的身分
 - ⑧犯罪の経歴

(※上記①~⑧については、いずれも法(政令)において要配慮個人情報として規定されている。)

イ 条例の一部改正に伴う規定の整備【第2条第2項関係】

(改正前)「条例第12条第1項第8号の実施機関」

 \downarrow

(改正後)「条例第12条第1項第9号の実施機関」

(2) 今回の改正は、知事部局(県規則)の改正と同様であり、教育委員会を始め全ての実施機関において同様の改正を行う。

3 施行年月日

平成31年4月1日 (条例の一部改正の施行日と同日)